

議案第18号

財産（建物）の取得について

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第3条の規定に基づき、財産（建物）の取得について、下記のとおり取得するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | | |
|---|-------|-----|----|-------------------------|
| 1 | 財 産 | 建 物 | 所在 | 基山町大字宮浦702番3 |
| | | | 面積 | 店舗 114.02m ² |
| 2 | 取得金額 | | | 7,100,000円 |
| 3 | 契約の相手 | | | 八 郷 清 孝 |
| 4 | 予定時期 | | | 平成29年6月 |

平成29年6月27日提出

基山町長 松 田 一 也

提案理由

文化、スポーツ等の活性化と交流の拠点として、合宿所の建設整備を行うことにつき、財産の取得をするため。